

# 北鹿島小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組む。本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

## 1 「いじめ」とは（法第2条参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

## 2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- ・学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築きます。
- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止します。
- ・児童、教職員の人権尊重の意識を高めます。
- ・児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実します。
- ・いじめを早期に発見し、組織的な対応を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ・いじめの問題について保護者・地域・関係機関との連携を深めます。
- ・児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持ちます。

## 3 いじめを未然に防止するために

### 【児童に対して】

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

### 【教員に対して】

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、児童が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や、命の大切さを育む道徳教育、学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処など「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や他の職員への協力を求める意識を持つ。

### 【学校全体として】

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査（県、学校）及び調査の結果を基にした「1日観察日」の取組を学期に1回以上実施（5月と12月の「いじめ防止強化月間」では必ず実施）し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめの問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめの問題」（人権等）に関して児童会活動の取組として行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実（心のポスト、スクールカウンセラーへの相談など）を図る。

### 【保護者・地域に対して】

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校（学級）便り、ふれあい道徳授業、民生児童委員連絡協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。

## 4 いじめ事案への対応

### （1）対応の基本的な流れ

（「教育現場における安全管理の手引き Ver2.5」事例 03 いじめ 1 初期対応参照）

- ① 児童・保護者・教師の気づき・発見
- ② 管理職、生活指導主任への連絡
- ③ 校内いじめ対策委員会の招集
- ④ いじめを認知した場合、鹿島市教育委員会へ第一報 「校内いじめ防止等対策委員会（2条委員会）」の招集

### （2）インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

児童に情報モラルを身につけさせるため、発達段階に応じた指導を計画的に行う。

### (3) 重大事態への対処

(「教育現場における安全管理の手引き Ver2.5」事例 03 いじめ 2 重大事態の対応参照)

重大事案とは、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な被害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。また、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合にも、迅速に調査に着手するケースとなる。

- ① 学校長が重大事案であると判断した場合は、どの段階でもその旨を鹿島市教育委員会に報告する。児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて鹿島市教育委員会の指示を仰ぐ。

- ② 事実確認を行う。従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、調査主体については、鹿島市教育委員会の指示を仰ぐ。
- ③ 鹿島市教育委員会と連携した「いじめ防止等対策委員会(28条委員会)」を招集する。
- ④ 学校長は鹿島市教育委員会への報告を随時行い、指示を仰ぐ。
- ⑤ 事実確認を行った明らかになった事柄については、いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- ⑥ 必要な事後措置を検討し、速やかに実行する。

## 5 いじめの再発防止のために

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場への設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、いじめに係る行為が止んでいるか、被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうか3か月以上経過観察を行う。そして「解消している」状態に至った場合でも、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

## 6 職員研修

- ・校内研修において、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わえるような「わかる授業づくり」に努める。
- ・Q Uテスト等を活用し、児童が自分の居場所を感じ、充実感を得られるような学級作りのための研修の場を確保する。その際、実態把握を行うとともに、その情報を交換しながらよりよい学級経営についての理解を深める。
- ・月に1回、職員夕会の後に、学級の現在の状況や気になる児童の実態と対応について共通理解するとともに、組織として共通認識をもとに対処できるようにする。

## 7 取組の点検及び評価

### (1) 学校評価

学校評価の中に「いじめの早期発見・早期対応体制」に関する項目を入れて、保護者や学校関係者による多面的な評価を行う。

### (2) 情報共有と対応の共通理解

いじめ覚知があった場合、その後の対応まで職員夕会、職員会議等で情報を共有する。また、対応について全職員で意見交換ができる場とする。